

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和 56 年 12 月 10 日

条例第 2 号

改正 平成 12 年 2 月 21 日条例第 2 号

平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日条例第 2 号

(設置)

第1条 匝瑳市ほか二町環境衛生組合(以下「組合」という。)は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 241 条の規定に基づき、組合財政の健全な運営に資するため、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。ただし、その額は管理者が定める。

2 前項に規定するもののほか、毎会計年度において匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌年度に繰り越さないで基金に編入するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は第1条に定められた目的のため、必要があると認めるときは基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 21 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。